

ふたす 広報



4月 '76

No. 169

市の人口 4月1日現在 46,412人 男23,103人 女23,309人 世帯数15,315

発行 福生市 編集 庶務課広報係 電話 51-1511 内線 243

総額 80億4470万円

今年4月から来年3月までの1年間に、どれくらいのお金が入り、そのお金をどのように使っていくか福生市の台所をまかなう予算が3月に行われた定例市議会で決まりました。また、市長の施政方針も発表されました。

予算総額は一般、特別(受託水道事業会計を含む)をあわせて八十億四千四百七十万円です。
このうち一般会計は、六十四億四千万円で、前年度に比べてわずか〇・九パーセント増と、今までで最も低い伸び率です。
これは不況による収入の伸び悩みと、防衛補助事業の武蔵野幹線排水路事業が、ほぼ完了して事業費が減った

積極予算で 都市施設整備に重点を

ことなどが原因ですが、予算内容としては昨年度と同じく、普通建設事業費が一般会計の四二・七パーセントを占める積極型予算です。
収入の特色としては、積極的に都市施設を整備するために都市施設整備基金の繰り入れを行ったことと、財政体質が悪くならないよう十分注意しながら起債(国などからお金を借りること)をした点です。



支出については、一般事務用品など管理用備品を厳しく制限して需用費を極力おさえるとともに、昨年と同様に宿泊を伴う職員の出張についても極力おさえるようにしたことです。
また、建設事業では、財政負担の大きい市の単独事業をさけて、防衛補助を中心とした国庫補助事業を主に計画しました。

お金はどこからくるか

一般会計を中心とみますと収入のトップは、昨年度に引き続き国庫支出金が十九億四千九百九十四万円で三〇・三パーセントを占めています。
しかし、今年は武蔵野幹線排水路工事がほとんど完了したため、昨年の国庫支出金二十五億二千三百三十三万より二七・九パーセント、金額にして五億八千九百九十九万四千四百円少なくなっています。

二番目が市税です。毎年二〇パーセント以上伸びていた市税は、景気の悪さを反映して十五億九千二百七十四万円と、増加率は一けたの六・八パーセントにとどまり、収入に占める割合も二四・九パーセントとなっています。
三番目は、都市施設整備に積極的に取りくむための市債(国などから借りるお金)が七億四千四百四十万円と昨年より四九パーセント増加しています。

お金をどう使うか

以上のほか、一般会計の収入の割合は別表のとおりですが、市が自ら確保できるお金は市税、分担金、負担金、使用料、手数料、諸収入などで全体の三五・九パーセントにすぎず、残りの

支出を性質別にみますと積極予算を組んだため普通建設費が全体の四二・七パーセント、二十七億三千四百九十七万円でトップです。つづいて人件費が一九・四パーセントの十二億四千四百二十一万円、事務用品などの一般消

耗品やごみ、し尿などの処理委託料の物件費が、六億五千三百三十四万円で一〇・二パーセント、社会保障としての扶助費が六億七千四百九十九万円で一〇・四パーセントとなっています。
また、建設事業については財政負担の大きい単独事業をさけ、防衛補助を中心とした国庫補助事業を主に計画しましたので、普通建設費の八九・二パーセント二十四億四千六百六十五万円を補助事業が占めています。

生活環境向上に



〔下水道事業〕 本八地区の中央幹線排水路工事に二億四千万円、内出地区の武蔵野幹線排水路工事に、四億七千三百三十万円で延長十キロメートルにわたる排水路工事を行います。

また、原が谷戸、長沢一・二、加美一地区の約三十五ヘクタールに三億二千五百二十二万円をかけて下水管を埋設します。

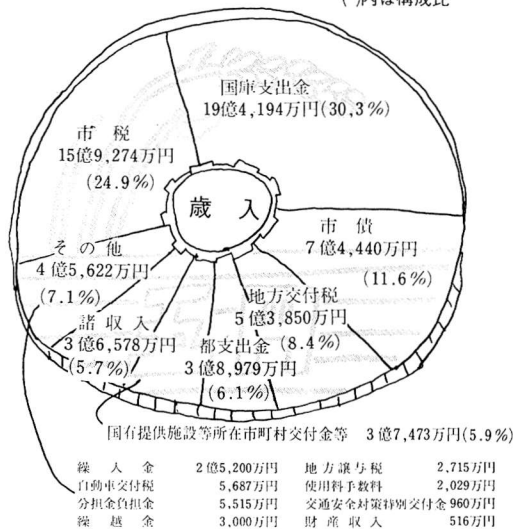
〔道路〕 生活道路を中心とした整備と測溝の清掃、自動車道を含め交通安全施設に力を入れます。

- ・道路新設改良工事 八千八百九十七万円
- ・交通安全施設設置工事 一千七十七万円
- ・緊急道路用地、工事代など

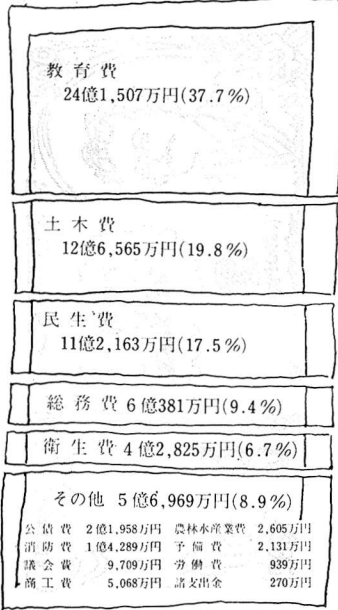
昭和51年度一般会計の歳入・歳出

総額 64億410万円

(内は構成比)



歳出



公債費	2億1,958万円	農林水産業費	2,605万円
消防費	1億4,289万円	子福費	2,131万円
議会費	9,709万円	労働費	939万円
商工費	5,068万円	諸支出金	270万円

〔防火・防災〕 防火用の貯水槽を作るために百八十万円、火災の時の消化体制を強化するために消防自動車を六百五十万円で購入します。

〔ゴミ・屎尿〕 ゴミ減量運動をきめ細かにすすめていくために地域美化活動費として四十七万円を支出します。

燃えるゴミの収集費に 四千七百九十五万円
燃えないゴミの収集費に 一千九百八万円

し尿処理費に 六千三百三十六万円
水洗し尿の処理などには 一千六百九十万円

〔緑化対策〕 出生児へ記念樹をさしあげるほか、新しく苗木の育成場をか所作ることなどに百八十八万円を。また、公園などに植える樹木の購入に五十万円、樹木の保全奨励金として三百万円を支出します。



社会福祉充実

財政的には、大変厳しい年ですが福祉対策としての民生費は、前年に比べ二パーセント増えて十二億二千六百十三万円となっています。これは保護費、児童手当などの充実をはかるものです。

また、前年に引き続き国民健康保険

特別会計へも、二千五百万円繰り出してあります。

老人クラブ補助金 三百三十二万円
敬老金 三百二十万円
老人福祉手当 五十万円
老人へ無料入浴券を 四十四万円
児童手当扶助費として 六千四百八十九万円

生活扶助費に 四千六百二十万円
医療扶助費に 一億三千六百四十三万円

住宅扶助費に 一千百十三万円
教育扶助費に 百六十一万円
学童保育委託料として 一千二百七十五万円

老人医療扶助費に 三千四百九十四万円
民間保育園建設費補助金 五百万円
民間保育園振興費に 五百九十四万円

民間保育園の給食費補助に 二百九十六万円
保育所児童措置児委託料に 二億五千四百九十一万円
老人保護措置費委託料 三千六百十八万円

老人福祉電話架設料 三十五万円
重度身体障害者福祉手当 二百五十九万円
身体障害者福祉手当 一千三百六十三万円

休日診療所補助金 三百四十万円
伝染病院組合負担金 五百三十八万円
各種予防接種賃金、ワクチン代

社会教育活動の中心となる市民会館建設のために十一億三千六百四万円、熊川と本町地区に地域会館を建設するに二億九千九百三十五万円を支出します。

児童、生徒の増加に備へ、第二小学校へ一億二千四百六十六万円、第六教室を。また、第七小学校に一億一千七十七万四教室を、第三中学校に一千三百四十七万円で一教室を増築します。

その他、南田園地区にソフトボール場を一億三千九百六十一万円、建設、スポーツ振興対策として指導者の養成などに四百九十三万円を支出します。

第一中学校散水装置設置工事代 二百五十万円
第一中学校便所、更衣室新築に 九百二十五万円
各小学校施設改良工事に 三百五十六万円

八百五十六万円



教育・文化の向上

社会教育活動の中心となる市民会館建設のために十一億三千六百四万円、熊川と本町地区に地域会館を建設するに二億九千九百三十五万円を支出します。

児童、生徒の増加に備へ、第二小学校へ一億二千四百六十六万円、第六教室を。また、第七小学校に一億一千七十七万四教室を、第三中学校に一千三百四十七万円で一教室を増築します。

その他、南田園地区にソフトボール場を一億三千九百六十一万円、建設、スポーツ振興対策として指導者の養成などに四百九十三万円を支出します。

第一中学校散水装置設置工事代 二百五十万円
第一中学校便所、更衣室新築に 九百二十五万円
各小学校施設改良工事に 三百五十六万円

第一中学校便所、更衣室新築に 九百二十五万円
各小学校施設改良工事に 三百五十六万円

第一中学校便所、更衣室新築に 九百二十五万円
各小学校施設改良工事に 三百五十六万円

特別会計

五十一年度から公益質屋会計は廃止され、また公共用地会計は一般会計に

組み入れたため、四つの特別会計になりました。

区画整理会計の予算額は、昨年に比べて三億一千二百五十九万円の減額になりましたが、これは多摩河原の区画整理が完了したためです。

各会計の予算額はつぎの表のとおりです。

昭和51年度特別会計 (単位万円)

区分	予算額	昨年比
区画整理会計	15,811	△ 197.7%
国民健康保険会計	55,007	22.4
下水道事業会計	57,400	22.1
受託下水道事業会計	35,842	13.3

五十一年度

一般会計補正

三月の市議会では、五十一年度一般会計予算について、一回目の補正が行われています。

これは、福生駅の東西を結ぶ自由通路建設について、国の補助金が五十年度末近くに決定されたためです。

今回の補正額は、一億三千八百六十一万三千円、五十一年度一般会計予算は総額六十五億四千二百七十一万四千円となりました。

昭和51年度施政方針要約

真の自治とは何かを考える年

きびしい経済状況は、税収の伸びの鈍化、国や都の補助金の大幅な減額をもたらし、また現行の国と地方自治体間における財政制度や超過負担の問題などが、地方自治体の運営をますます難しくさせています。

しかし、このような中で、ただいらずに財政危機をなげいていくだけでは、超過負担や財政制度の問題などの改革を国や都に強く申し入れていくと同時に、今までの慣習や惰性をすてて市民の皆さんとともに、ほんとうの自治とは何かを考えていかなければならない大変重要な年であると思えます。

たとえば、社会保障としての福祉政策は、いつの時代でも変わらざ実施すべきものと思われませんが財政危機の中で福祉の見直しが行われていることは、今までの福祉政策が行政と市民の間で、しっかりと結ばれていなかったのだと思えます。

限られた財源の中でこのこれらの福祉政策は、どこから見ても必要である部分に対しては強力に行うべきですが、自立できる人までに範囲を広げることが極力避けなければならないと考えます。

すなわち、市民が公的にカバースべき分野は、市民個人の方ではおよばない範囲が基本原則なのですが、今までは多くのことが自治体に依存されたために行政需要が

増え、それに伴って人件費の増加をきたしたことも事実です。今後は、市民の皆さんの良識にもとづいて、行政とのかかわりの中で市民が何をすべきかを考えていただくことが、きわめて重要なことであると思われまます。

以上、低経済成長下の中の福祉政策の基本についての考えをのべましたが、これらの解決のためには、真の自治とは何かという考えを持った活力あるよき市民が育つような施策を考えていかなければならないわけですから。

このことは、まちづくりを単なる行政活動としてではなく、教育活動としてとらえる必要があります。

このための手段として、都市施設の整備をすすめていくことが、歴史も浅く施設の備わっていない当市にとってはどうしても必要であり、未来への発展を意義づけると最も有効な財源の使い方であると考えております。

▼市内部の姿勢を引き締める

限られた財源を有効に使うためには、むだ使いをなくすとともに徹底した経費の重点配分により将来への展望を開くべきで、今こそ行政のリーダーシップが必要とされるべきではないでしょうか。

この目的をより効果的に達成するには、すべての職員が近代的な自治の理念を理解した上で仕事を

する必要がありまます。

このため、内部研修などを徹底し職員資質の向上をはかるとともに、行政プロジェクトチーム等により人事管理の適正化や内部組織の合理的な運営を図っていききたいと考えています。

したがって、新設の施設や保母などの欠員を除いては職員の補充はしないつもりですし、また人件費についても他市とのつりあいを十分注意しながらそのあり方を研究してまいりたいと思えます。

▼基本計画の策定

昨年度決まりました基本構想をもとに、市民と行政が一体となった市政を進めるための指針となる基本計画を作りたいと思えます。この計画は、市民の皆さんが健康で文化的な生活を送るためには何が必要かを決めるものであり、これからの福祉のありかたをも決めるものです。

特に、これからの低経済成長路線の中では、市民の皆さんのさまざまな要求や利害を正しく調整し何が本当に市民のために必要かを厳しく見つめ、行政の科学化を図らなければならないと思えます。

▼市民会館の完成を

市民の皆さんのいこの場であり、学習の場である市民会館の本格的工事がはじまります。また熊川地域会館も建設を予定しており

まます。ここが、まちづくりをすすめるための知識や市民相互の連帯を深める拠点となることを切望します。

▼東口開発と福生駅東西連絡路

福生駅東口開発の区画整理事業はすでに仮換地も決まり、今年度から家屋等の移転を始めまます。

この事業は、将来市全域への発展をもたらす極めて重要な事業ですから、強い忍耐と根気をもって最大の努力をばらうつもりです。

また、期待される福生市の商業は福生駅東西の共存共栄がはかられてこそ、はじめてその存在価値が出てくるものと思われまます。この両者の一体的な発展を目ざすべく長い間のけん案でした東西連絡路工事が着工されることになりました。

この連絡路が市民のために役立つことはもとよりですが、新年度に予定しています福生駅周辺の商業診断と相まって、西口開発のための地域住民の結束を強めるものとなることを望みます。

なお、面積のせまい当市にあって、市民生活と一体となった今後の商業活動は、きわめて重要な問題です。このため、市に代わってこれらの問題についての直接指導を行う商工会が、十分に力を出せる場所を考えていかなければならないであろうと思っております。



保育料を改定 高所得者を対象に

昭和四十六年以来据え置かれてきた保育料は、国の定める基準と大きなひらきが生じ、市が超過負担をしていること、保護者の負担する保育料が公平でなくなってきたことなど、今年四月から新基準で保育料を算定することになりました。

国の基準より低い 今の保育料

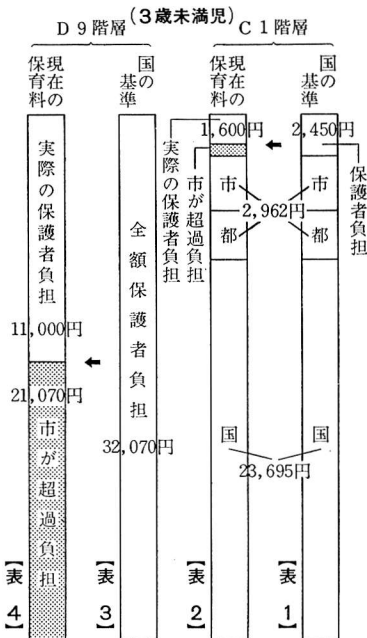
保育園は、国、都の負担金・補助金、市の負担金や、園児の保護者が負担する保育料で運営されます。この費用をどのように負担するか、国は負担の程度を定めています。それが「保育料徴収基準」といわれるものです。現在、保護者のみなさんに納入していただいています。保育料は、この徴収基準に基づいて算出されますが、市では昭和四十六年に保育料の改定をして以来据え置かれてきました。この間、保育園の運営は物価の高騰などにより年々経費が増え、これに合わせて国でも保育料徴収基準を毎年改めてきました。

このため、年々改定してきた国と、据え置いてきた市との間に格差が大きくなり、このままでは市の負担超過はますます増加してゆきます。

市の負担が

超過するのは

保育料は、国の保育料徴収基準によって、保護者が負担する額、国・都・



市が負担する額に分れ、保護者の負担は所得などにより階層を設けて定められています。

例えば、昭和五十年度の場合を「C1階層」と「D9階層」についてみてみると、それぞれに該当する三歳未満児の月額保育単価（園児一人を保育するのにかかると見積られる費用の1か月分）は、三万二千七十円です。この費用を負担する割合は、国の基準で別表(表1・表3)のようになります。しかし、福生市では実際に保護者の方に負担していただくのは左図(表2・表4)のようになって、国の基準との差が出ています。この分は、市が当然負担する分の他に超過して負担しているわけです。このような差が出るの

は、福生市の保育料徴収基準を昭和四十六年以来据え置いたからで、今年度この額は市全体で約二千九百七十一万円になる見込みです。

不公平負担の

是正

左上の図(表4)でお分りのように、保護者の保育料を負担する能力が高い階層(例えばD9階層)に該当される場合は、国の基準では全額保護者が負担することになります。しかし、この場合でも、市が半分以上を負担してきました。この、市が超過して負担している割合は、所得等の低い階層に該当する方には低く、高い階層には高い割合となつて不公平をきたしています。

前例のC1階層とD9階層を比較しますと、C1階層では市の超過負担は三五パーセントですが、D9階層では六六パーセントと二倍近い差がでてきます。

専門委員会

検討

これらの問題がはつきりしてきたため、市では今後の保育料のあり方について専門委員会を設け、検討をいたした。保護者には、保育経費に対応した保育料を負担していただくことを原則に、保育園を利用される方で、所得などの高い方には高い負担をしていただ

くことが望ましい。

低所得者に

軽く

市は、この専門委員会の結論をもとに保育料の改定をします。

今回の改定では、所得などの低い世帯では納めていた保育料は減額され、所得などの高い世帯では増額されることとなります。そのため、階層区分をさらに細分化し、最高限度額を一

万一千円から一万六千九百円に引き上げます。

今回の改定で増額となる世帯は、九百二十六世帯中四百九世帯で、残りの五百十七世帯は減額か、据え置きとなります(昭和五十一年一月措置児童世帯対象)。また、これにより、市が超過して負担してきた分は、五十一年度ではおよそ五・六パーセント程度少くなる見込みです。

新しい保育所措置費徴収金額表

階層区分	定義及び条件		徴収金額	金額
			3歳未満児	3歳以上児
A階層	生活保護法による被保護世帯(含む単給世帯)		0円	0円
B階層	前年度分の市町村民税が非課税の世帯		0	0
C階層	1	均等割の世帯	1,400 (700)	1,100 (550)
	2	所得割額が5,000円未満	1,700 (850)	1,500 (750)
	3	5,000円以上	2,000 (1,000)	1,800 (900)
D階層	前年度分の所得税額が	3,000円未満	2,800 (1,400)	2,400 (1,200)
		3,000円～15,000円未満	3,800 (1,900)	3,400 (1,700)
		15,000～30,000	4,100	3,900
		30,000～45,000	5,200	5,000
		45,000～60,000	5,600	5,500
		60,000～90,000	7,500	6,500
		90,000～120,000	10,500	7,000
		120,000～150,000	11,300	7,400
		150,000～180,000	11,800	7,800
		180,000～210,000	12,100	8,200
		210,000～250,000	12,900	8,500
		250,000～300,000	13,900	8,800
		300,000～350,000	15,400	9,100
		350,000円以上	16,900	9,500

お米は登録店で

買いましたよ

東京圏では、信用のおけるお米が消費者の手に入るように販売業者を都知事の登録許可制にしています。もし、無登録でお米を取り扱っているとしたら正しい手続きをしないお米ですから価格品質等信用できません。

新しい付加徴収基準

階層区分	固定資産税額	認定する階層
C 1	4,000円以上	C 2
" 2	5,000 "	" 3
" 3	6,000 "	D 1
D 1	7,000 "	" 2
" 2	8,000 "	" 3
" 3	10,000 "	" 4
" 4	12,000 "	" 5
" 5	14,000 "	" 6
" 6	16,000 "	" 7
" 7	18,000 "	" 8
" 8	20,000 "	" 9
" 9	22,000 "	" 10
" 10	25,000 "	" 11
" 11	28,000 "	" 12
" 12	31,000 "	" 13
" 13	34,000 "	" 14

(注)

1、措置児童が、年度中満三歳になつた場合、その年度内は三歳未満児徴収金額の規定が適用されます。

2、徴収金額欄の()内の金額は、同一世帯で二人以上措置されている場合に、二人目からの児童に適用します。

登録店では、消費者が選びやすいように価格品質等を表示し、販売しています。信頼できる登録店で買いたしなう。

- 市内の登録店 宇佐美商店(熊川六七九) 福生市農業協同組合本店(本町一六) 同熊川店(熊川七〇二) 同長沢店(福生一一五七) 貫井伊作商店(牛浜九〇) 井上商店(福生二二五) 加藤商店(志茂八〇) 福生食糧販売(志茂三〇二) 橋本商店(本町一二九) 白井商店(本町一一三) 清水商店(福生一〇三七) 吉田商店(福生一一八〇) 松永商店(福生九七二) 竹田商店(熊川四五九) マルフジロードセンター福生店(福生七六八) ・同銀座店(本町一〇) ・同加美平店(福生一五三〇) ・同福生岡地店(南田園二一一) ・東信水産加美平ストア(福生一五〇四一四) 清水園商店(福生一一三三) 熊毛屋福生店(本町九二) 瀬古酒店熊川団地ストア(熊川一三九) 一心屋商店(福生一六五一) 角喜ストア(牛浜一三七) 児島商店(熊川七〇七)
- なお、登録店以外でお米を売っているお店をみかけたら、市民課窓口(☎51-1511内線333)へご連絡ください。

5月16日市長選挙

みんなで投票しましょう



福生市長選挙は、五月十六日に行われます。この選挙は、今後四年間の市政の歩みをきめる大切な選挙です。住みよいわたしたちの福生市を築くために、自分自身でよく考えて必ず投票しましょう。

▽投票できる方

今回投票できる方は、昭和三十一年五月十七日以前に生まれ、昭和五十一年二月五日までに転入届をし、以後引き続き福生市に住んでいる方です。

したがって、昭和五十一年二月六日以後に福生市に転入届をした方や、入場整理券が届いた方でも市外に転出した方は、投票の資格はありません。

▽入場整理券は郵送します

一、入場整理券は、福生市の選挙人名簿に登録されている方に各個人あて郵送します。

二、入場整理券は、投票所のお知らせと、投票日の受付をしやすいようにしているものですから、なくさないようにしてください。なお、入場整理券を紛失した方でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので当日、投票所受付に申し出てくださいます。

三、入場整理券は、本人以外に使えませんので、他人の入場整理券を不正に使った人は処罰されます。

▽市内で転居された方

四月四日以後に市内で住所が変わった方は前住所地の投票所で投票していただきます。

不在者投票

やむをえない事情で、投票日に投票できない方は、不在者投票ができます。

投 票 区 一 覧

投票区名	投票所	投票区の区域
第1投票区	福生市役所	志茂1・2・本町1・2・3 長沢1・北田園の一部 長沢2・永田・加美1・2 尖・本町6北田園の一部
第2 "	第1小学校	武蔵野・福東・武蔵野 第2・鍋1・鍋2
第3 "	第2小学校	牛田1・2・原ヶ谷戸・横 田基地・北田園の一部
第4 "	第3小学校	本町7・本町8第一 す保多高
第5 "	みれ園工業校	本町8第二の一部
第6 "	南・内出 福生熊川住宅	加美平住宅・本町8第二 の一部武蔵野合一丁目
第7 "	第2中学校	熊牛・福栄・玉川台 富土見台
第8 "	第1中学校	南田園地区 福生団地
第9 "	第3中学校	

大切な一票です。むだにしないようにしましょう。

不在者投票ができる方

投票は、本人が直接投票所に行つて投票するものですが、つぎのような理由で投票できない方は、告示の日から投票日の前日（五月六日〜十五日）午前八時三十分から午後五時まで、不在者投票ができます。投票所は、市役所内選挙管理委員会事務局です。

一、投票区域外で、職務や業務に従事の方。
二、やむをえない用事や事故のため市外に旅行や滞在中の方。
三、病気、ケガ、出産等で投票できない方。

なお、福生病院、大聖病院、目白第二病院に入院中の方は、その病院で不在者投票ができます。

不在者投票するには
投票日に投票できない理由を本人に

▽郵便による不在者投票

「郵便投票証明書」を選挙管理委員会から交付されている方は、五月十二日までに自分で署名した「署名用紙・封筒の請求書」に、「郵便投票証明書」を添えて投票用紙、封筒を選挙管理委員会へ請求してください。

投票用紙は、自分で記入し、必ず郵便（直接持つて来ても受け付けません）でお送りください。

▽選挙公報を全世帯に

候補者の政見、公約などをお知らせするために選挙公報を五月十五日までに各ご家庭に配布します。

▽開票は即日開票

福生市長選挙の開票は即日開票です。開票は五月十六日（日）午後八時から福生市民体育館で行う予定です。

文書で宣誓していただきます。宣誓書の用紙は、選挙管理委員会事務局にあります。不在者投票の宣誓書には印かんが必要ですが、また、指定病院で投票する方は、病院の院長に申し出てください。手続きは院長が本人に変わってしてくれます。

なお、くわしいことは、選挙管理委員会事務局（☎5115111内線2966）へお問い合わせください。

明るい選挙

推進委員決まる

福生市明るい選挙推進協議会では、つぎの二十二人の方に選挙推進委員をお願いしました。今後二年間明るい選挙実現のためご活躍いただきます。

福生熊川住宅 野崎房子 南 石川コマ子 内出 野中陽水 武蔵野 藤原清 鍋 一 片岡ヒデ 鍋 二 吉岡喜代造 熊牛 佐伯初江 牛 一 高橋テイ

牛 二 大手ヒロ
原ヶ谷戸 岡部幸男
志 一 森田チヨ
志茂 二 森田嘉鶴子
永田 一 内田キヨ

長沢 一 清水金作
加美 一 平原治作
加美 二 伊東多造
本町 一 秋山セイ
本町 三 渡辺タマ
中央 笹本タツ
本町六 清水茂雄
本町七 尾崎孝美
(敬称略)

保険と年金

保険料率が

上がりました

国民健康保険財政は、医療費の増加や所得の伸び悩み等で苦しい財政状況になっています。このままで行くと赤字財政が予想されますので、五十一年度分の保険料率を改定しました。

なお、四月から九月までの保険料は前年度の保険料にもついで仮決定します。年間保険料は、十月に決定し四月から九月までの仮決定を差し引いた額が、十月から翌年三月までの保険料になります。

料率比較表

	改定前	改定後
所得割	1.87 100	2.45 100
資産割	34 100	34 100
均等割	1,560	1,680
平等割	2,020	2,400



保険料限度額が

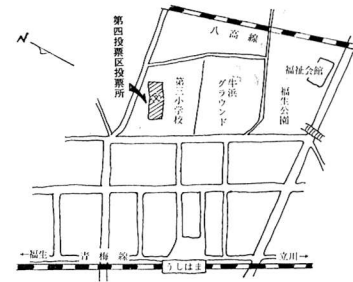
十五万円に

保険料率の改定に伴って保険料最高限度額が五十一年度分から増額され

第三小学校が投票所に

(旧) 福生市民会館が取りこわされましたので、第三小学校が第四投票所となります。次の地区の方は、お間違えのないようご注意ください。

該当地区 牛浜 1・2、原ヶ谷戸、横田基地



かけ金にお困りの方

免除の手続きを

国民年金のかけ金を納められずにお困りの方は、かけ金免除の制度をご利用ください。未納のままに置きますと年金が受けられないことがあります。年金が免除の手続きをして置きますと年金を受ける権利は保障されます。

また、かけ金の免除を受けた期間については、十年前までさかのぼって、当時のかけ金で追納することができます。手続きをする場合は、即かと昭和五十一年度分の納入通知書をご持参ください。

五十年度かけ金は

四月中に

納入通知書は 届きましたか

国民年金の昭和五十年度の納入通知書は、四月三十日いっぱいまで使えなくなりません。まだ納入していない方は、至急有効期間内に納めてください。

国民年金のかけ金を納めるには、納入通知書が必要です。五十一年度の納入通知書は、四月初

福生駅東西を結ぶ

通路建設

50年度補正予算

三月十一日から二十六日まで開かれた市議会で、昭和五十年年度補正予算も議決されました。

一般会計

歳入面では、年度末に向けて地方交付税や国庫支出金の増額がされたり、市債が新たに認められたりして、これまでの見込みより収入が増えるものもありますが、一方で、不況による市税収入の落ち込み、都支出金の減額などにより第六号、第七号の二つの補正予算で、差し引き二千三百四万五千円減額されて、一般会計の総額は、六十七億九千四百五十三万七千円となりました。

歳出では、福生駅の東西を結ぶ自由通路が、五十年度和五十一年度の二年がかりで建設されます。このほか、屋外運動場の用地費や福生駅東口開発事業への繰出金の追加が行われています。

今回の補正では、仮称玉川上水公園は今年度事業実施を差し控かえ、加美地区学習等供用施設(わくわくさき会館)は、予定より工事費が少くすぎます。また、市議会議員等の報酬と職員の人件費では、二千二百五十七万二千円が減額されました。

国民健康保険会計

五十年年度の保険料収入は所得の伸びが低かった

ために、当初見込みより収入が落ち込みました。また、国・都の支出金も減額となったため、不足財源を準備費から支出してまかなっています。

土地区画整理会計

は加美平多摩河原とも保留地処分がすみ、処分金収入が増加すること、多摩河原区画整理地区の換地清算による収入増加が見込めること、一般会計から事業費の繰り入れがされることにより、三千九百九十八万二千円が増加し、総額で五億六千九百六十六万九千円となりました。これらの歳入は、加美平、多摩河原、福生駅東口開発の区画整理事業に支出されるほか、多摩河原地区区画整理事業の換地清算にともなう交付金としても支出されます。

公共用地会計

土地開発基金からの預金利子の追加収入が見込まれます

入が見込まれますので、前年度繰越金と合わせて、土地開発基金として積立てられ、市が用地買収するときの資金となります

会 計	△ 減 額	
	補 正 額	補正後の予算額
一般 第 6 号	△49,685	6,767,897
“ 第 7 号	26,640	6,794,537
国民健康保険	△8,031	448,608
公共用地	4,372	5,382
土地区画整理事業	39,982	569,669



下水道の豆知識

③ 汚水まですが 敷地内につかないとき

市では、下水道管埋設と各家庭の排水を受ける汚水まですを設置している

す。この汚水まですの設置に関して、自分の利用(占有又は所有)している土地に汚水まですを設置することが困難な場合は、つぎの法律を適用し他人の土地を使用することができます。

下水道法第十一条第一項……「他人の土地または排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流水させることが困難であるときは、他人の土地に排水設備を設置し、または他人の設置した排水設備を使用することができる。この場合においては、他人の土地または排水設備にとって最も損害の少ない場所または箇所及び方法を選ばなければならない」。

なお、くわしいことは、下水道課(☎51-1511内線282)へお問い合わせください。

貸付利率引き下げ

実質七パーセント

中小企業振興資金

福生市中小企業振興資金融資制度は市が金融機関へ資金を預け入れ、事業者に対し融資のあっせんを行う制度です。

この中小企業振興資金は、今年度から事業者の負担を軽減するため、貸付利率を年八・五パーセント(市の利子補給率年一・五パーセントのため実質利率年七パーセント)に引き下げのほか、保証については「連帯保証人、保

証協会」のどちらかの保証により融資できるようにしました。また、設備資金についても、今までは設備完了後に全額融資でしたが、設備が半分以上終ったる場合は、その終わった部分に当たる設備費の九〇パーセントを設備完了前でも融資できるようにしましたので、ご利用ください。

融資の種類と額
運転資金 一百五十万円
設備資金 三百万円
なお、返済方法、資格、条件など、くわしいことは市役所経済課商工係(☎51-1511内線293)または商工会(☎51-2927)へお問い合わせください。

わかざり会館に決まる

— 加美地区学習等供用施設 —

前号でもお知らせしましたとおり、福生二八〇番地に新築された学習等供用施設は、名称もわかざり会館と決まり、四月一日から開館しました。

この会館は、子供からお年寄りまでだれでも使える地域のみなさんの施設として福祉の増進と文化の向上のために作られ、運営されます。

当面、会館は、学童保育所（わかざりクラフ）が開設され、第一小、四小の一年から三年生まで、留守家庭のお子さんの保育が行われるほか、会議室の利用ができます。

いづれ全体の整備が終わりますと、庭でお子さんが遊ばれ、ロビーでは新聞、雑誌が読めますし、夏休み頃には図書室も開かれます。また、映画会や子供を対象とした事業等が、地域のみなさんと一緒にすすめていけるようになります。

★ 会議室の利用方法

使える部屋 会議室（五〇平方メートル）

（ル）利室（四〇平方メートル）

休館日 火曜日、祝日（ただし、月曜日は午前中のみ開館）

利用時間 午前九時～午後十時

申し込み 使用日の一か月前から三日

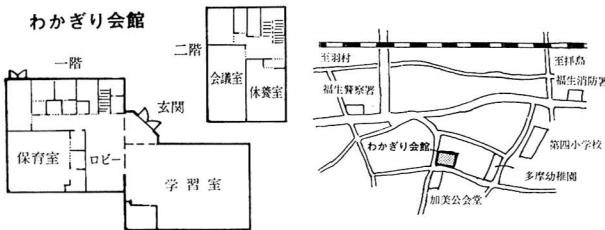
前までの休館日を除く、午前九時～午後五時の間に、会館においてなつてください。

使用料 一時間につき三百円

ただし、公共的団体等は無料になりますのでご相談ください。

その他 営利事業には使えません。

お問い合わせ わかざり会館（☎52-7421）へ。



青年期が危険とは？

四月、中学生、高校生は、新たな意欲をもって新しい生活に向っていることでしょう。しかし、見たところ安定しているようなこの時期が、人生における最も危険な時期の一つであり、そしてまた、そこを通り越さない限り、一人前の大人にならない重大な時期であることにお気づきでしょうか。

全く無力な状態で生まれた子供は親をのみならず、学校や友達や社会からさまざまなものを学び自分をつくってゆきます。素朴で、純粋な青年は、これまでにつくりあげてきた自尊心と尊敬をかけて、あらゆるものにぶつかってゆきます。親に反抗し、社会の不正をいきどります。

しかし、現実ま、一人の青年にとって処理できる程簡単ではなく、無力であることが知らされ劣等感や無気力感が生まれてきます。

親に甘え、保護されたいという子供のような願いと、自立し、自分で解決したいという大人のような願いの間で心がゆれ動いています。従って、幼児期の離乳に対して精神的離乳期といわれるこの時期は、そこを通りぬければ、一人前になれる（独立した人間になれる）という意味で非行や自殺など、さまざまな危険性をばらんでいるわけです。

青少協だより ① 青年期の心理

大人は誤解がないか

大人の側に、いくつかの誤解があります。

第一に、悩みや苦しみの原因となる問題は、子供本人が、そう感じ、親が愛情を注いでも、本人はそうは思っていないとか大人にとって問題にならない「ニギビ」のこととか、本人にあって、どう受けとめられているかが問題なのです。

第二に、体と心のバランスのとれた発達が問題なのに、学力だけがとりざたされていることで、悩みや苦しみを自分の力で（時には、助けを借りて）解決していくことが学習なのに、知識を得ることだけが学習だと思われています。

第三に、主役は少年本人であって、自分自身でつかまなければ何にもならないに親が解決してやってしまった（過保護）、逆に指導できないからといって全く放任してしまったりすることが多いのではないのでしょうか。

（以下次号）
市民大学講座「青年期の心理」
萩原群馬大学助教授の講義から





消費者グループの

登録を

市では、かしい消費者になっていただくために婦人団体、グループ等で、自主的に消費生活に関する活動、共同購入を行っている、またはこれから行うとするグループ等の登録を受付けています。

戸籍手数料が上がりま

国の戸籍手数料令が改定され、戸籍手数料が五月一日から、変わります。今回の改定により手数料は百円単位となりますので、郵送による謄抄本の請求は、現金書留か郵便局の定額小為替でお願いします。

現在ある戸籍(カッコ内は改定前)
閲覧 一戸籍百円(七十円)
謄・抄本 一通二百円(二枚七十円)

発行する消費生活に関するパンフレット、情報等を随時お知らせするほかグループ等で勉強会を開く場合は無料で講師を紹介いたします。
お問い合わせ・申込先 経済課消費生活係(☎51-1511内線292)

ご協力ください

小売物価調査

市では、消費生活モニター二十人にお願いをし、市内の小売店を対象に生鮮食品雑貨物を中心とした、小売物価の調査を実施しています。
お店に調査員がおうかがいしたときはご協力ください。

青果物原価販売

毎月第二、第四土曜日は、市内の青果小売商の団体により、原価販売が実施されています。

記載事項証明 一件百円(七十円)

除かれた戸籍

閲覧 一戸籍二百円(七十円)

謄・抄本 一通三百円(一枚七十円)

記載事項証明 一件二百円(七十円)
届出もしくは申請の受理証明及び市町村長が受理した書類に記載した事項の証明 一件百円(七十円)

法務省令で定める様式による上質紙を用いた受理証明
一件八百円(五百円)

ご協力ください

商業統計調査

この調査は、商業の販売活動の実態や商品の流通経路をできるかぎり正確に把握し、国や都道府県、区市町村が各種の施策を行うための基礎資料として使用されます。
また、商店において将来の経営方針



第4話 朱印と役人

清岩院は、応永元年(一一九四)に建られたゆいしよあるお寺です。
この清岩院は、江戸時代には石の朱印をもらっていました。

江戸時代の後期の話ですが、清岩院の近くに大麥魚どりの好きなお百姓さんが住んでいました。
その日も、朝から玉川でせっせと投網を打っていました。一時ほどまっただいそう魚もとれ、家にもどりました。川の水にぬれた投網を、何げなく

をたてるうえで貴重な資料となりますので、調査にご協力ください。
調査期日 昭和五十一年五月一日現在(五月三十一日頃までに調査員が伺います)
調査員 市役所職員(調査員証を携帯)
調査対象 卸・小売業、飲食店(商店名、従業員数、商品販売額などについて調査)

清岩院の門前の茶の木に広げてほしました。
ところが、そこへ代官所の役人が朱印を調べにやってきました。ふと、茶の木の上の投網を見て、お役人はかんかん怒り、『殺生禁断の場で魚を取るとは何ごとか』と清岩院の和尚さんが魚を取ったものと決めつけてしまいました。和尚さんが何度説明しても聞き入れず、とうとうご朱印を取り上げてしまいました。

それを聞いた、加美の七兵衛じいさんは、びびくりしてお役人をおいかげました。やつと羽村の境のところでおいつき、お役人からご朱印を取りもどしてきました。
しかし、この事件がもとで、ご朱印を十五枚から十枚にへらされてしまったという事です。

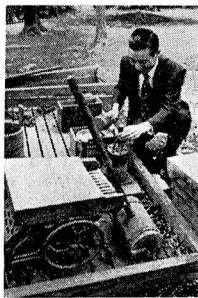
(この話は、大字福生四五番地 森田英雄氏にうかがったもの)

訂正

前号四頁右から十行目の「一、二軒」は「十二軒」の誤り。おわびして訂正します。

受け継がれた民具

三月最後の日曜日、永田町会（会長 井梅隆雄氏）では、膳桶蔵（ぜんわんぐら）の取りこわしがありました。この蔵には、その名のとおり、お膳やお椀など町内共有の道具類や山車（だし）、みこしがしまわれていました。共有の



道具類は、お祝い事や不祝儀などで大勢の人数分の道具を必要とするときに、町内の人が自由に使えるよう買いそろえておいたものです。

時代の流れとともに、現在ではまったく使われなくなったものもあり、その中で、しょう油作りのフネ、嫁入りのときに従者がかついだ衣類入れの挾箱（はさみばこ）や養蚕の道具などの十一点の民具が、市教育委員会に寄贈されました。

市教育委員会
市教育委員会

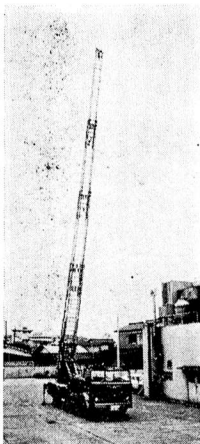
お願い
は、民具の収集をしています。価値のいかにあらず、ただけでもものがありましたらご連絡ください。
☎5215511

高いビルもまかせとけ

消防署にハシゴ車入る

四月三日（土）福生消防署にハシゴ車が入りました。これは、最近の建物が高層化したため立川消防署から福生消防署に配属されたものです。

こんど配属されたハシゴ車は、二十四メートルで、これは、福生団地の七階までとどく高さです。



まちな話

災の時には、立川署・青梅署から応援にきてもらっていましたが、これからは、火災現場に短時間で着き消火活動がすばやくできます。

福生消防署では、ハシゴ隊員が操作の猛訓練をしており、四月十五日から実際の消火活動につきます。

自分の手で

やさしい作り

家庭菜園



先日抽選された、家庭菜園の説明会が四月四日の日曜日に現地で行われました。

この日は、朝からはだ寒い日でしたが、多数の方が集まり西多摩農業改良普及員の太谷孟雄さんの話しに熱心に耳を傾けていました。

なかには、話しが終わると、さっそくわてたがやす人、草とりをする人もいました。

家庭菜園には、主になっば、キュウリなどのやさしい類が植えられます。なかには、「去年、いちごを作ったけど今年はずっと上手に作りたい」と早くも収穫の話をしている人もいました。

今年も自分たちの手で作ったやさしい類がみなさんの食卓にのぼることでしょう。

第一回スキー競技会

三十八人が熱戦展開

第一回福生市スキー競技会が、三月九日群馬県丸沼高原スキー場で開かれました。

この大会は、市のスキー連盟が今年から市民体育大会の一つとして始めたものです。

競技は三百メートルの間に十五でたられた旗門の間をいかに早く滑るかを競うもので、だれでも参加できるようにと初級者向けにセット。

参加選手三十八人は、男子四クラス二十四人、女子二クラス十二人に別れ午前九時から競技開始。初心者から上級者まで二時間に渡り熱戦がくりひろげられました。

結果は、田村昌巳選手が三十四秒〇六で男子総合優勝、女子総合は、四十四秒〇一で井梅文字子選手でした。



▲男子総合優勝田村選手の滑走

青年学級

英会話教室

日 時 五月十六日(日) 午後七時から
以後毎週日曜日 場所 福祉会館三階第二会議室 内 容 英会話の初歩 対象 十五歳以上の方(中学生は除く) 定 員 先着三十人
講師 師 宮本長治氏(青年学級専属講師)
教 材 アメリカ口語教本(初級)

教材費 七百円 申込先 四月二十二日(木)から市民体育館内社会教育係(電話5215511)へ。

野鳥観察会

日 時 五月十六日(日) 市民体育館午前五時三十分集合 雨天決行
観察地 富士山(五合目から三合目) 定 員 先着三十人 費用 二千八百円 講 師 岡田紀夫氏(日本野鳥の会会員) 持 物 筆記用具、弁



表紙は語る

三月二十一日(日)さつき愛好会の植え替え実習会が行われました。陸会館に集まった会員たちは、さつきの枝をたんねんに刈り込んだり、自分の好きな形にしようとする真剣。「若い木は簡単ですが、古い木がむずかしくてね……。でもそれが魅力だね」と会長の大谷さん
五月には、きれいな花が見られるでしょう。

当、水筒、雨具、セーター等(お持ちの方は双眼鏡、図鑑) 申込先 四月二十二日(木)から市民体育館内社会教育係(電話5215511)へ。主 催 サークルピシヨップ

市民大学講座

私達の生活と学習を考える

日 時 五月六日から毎週木曜日 午後七時三十分～九時三十分 (講座は全十回の予定) 場所 福祉会館三階 講 師 奥田泰弘氏(文化女子大助教授)を予定 内 容 大人として、生活の中で学ぶというのの意味、その方法などを考えるための準備会。
申込先・お問い合わせ 市民体育館内社会教育係(電話5215511)へ。

英会話サークル

S・E・Eメンバー

日 時 毎週日曜日 午後七時から
場所 福祉会館三階第一会議室

予防接種が

変わります

赤ちゃん等を対象として実施されてきました予防接種が、下の表のように大幅に改正されました。

とくに種痘接種は、満三歳から六歳までに受けることになりましたのでご注意ください。また、結核予防のBCG接種は、満四歳までに一回完了させればよいことになりましたから、注射の間隔など考えてお受けください。

なお、予防接種等のお問い合わせは午前中に環境保全課予防衛生係(電話115111内線23516)へおかけください。午後は接種会場まで混雑していて、親切なご指導ができませんので会場にはおかけにならないでください。

予防接種の該当者

接 種 区 分	いままで	これから
種 痘 (ほうそう)	1 期生後6ヶ月から満2歳まで	満3歳から満6歳まで
	2 " 小学校入学前6ヶ月以内	なくなりました
	3 " " 卒業前 "	" "
三 種 混 合	1 期生後3ヶ月から満3歳まで	満2歳から満3歳まで
	2 " 1期完了後1年から1年6ヶ月まで	いままでどおり
	3 " 小学校入学前6ヶ月以内	なくなりました
	4 " " 卒業前 "	いままでどおり
ジフテリア	1 期生後3ヶ月から1年6ヶ月まで	いままでどおり
	2 " 1回目完了後6ヶ月以内	" "
ポ リ オ	1 回目	" "
	2 " 1回目完了後6ヶ月以内	" "

駐車できませぬ

福祉会館

旧市民会館あとの建設工事にもない福祉会館入口が使用できません。福祉会館及び福祉会館内図書館をご利用の方は、福祉会館下の公園入口をご利用ください。なお、駐車場は工事期間中、駐車禁止となりますので車のご利用はご遠慮ください。

ゴミ収集

祝日のゴミ収集は、お休みします。ただし、四月二十九日(木)の燃えないゴミの収集(本町、加美平住宅地城)は三十日(金)に、五月五日(水)(牛浜、志茂、原ヶ谷戸、永田、長沢

加美、福生団地城)は六日(木)、七日(金)に収集します。